

# 国立大学法人滋賀医科大学におけるP I 人件費支出制度の実施に関する規程

令和6年7月29日制定

(趣旨)

**第1条** この規程は、「競争的研究費の直接経費から研究代表者(P I)の人件費の支出について」(令和2年10月9日付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づき、国立大学法人滋賀医科大学(以下「本学」という。)において、研究活動に従事するエフォートに応じ、研究代表者又は研究分担者(以下「P I等」という。)本人の希望により、競争的研究費の直接経費(以下「直接経費」という。)からP I等の人件費(以下「P I人件費」という。)を支出することを可能とする制度(以下「P I人件費支出制度」という。)の実施に関し必要な事項を定める。

(制度の目的)

**第2条** P I人件費支出制度は、当該制度の導入により、P I人件費として支出していた財源を、P I等の処遇改善、研究に集中できる環境整備等によるP I等の研究パフォーマンス向上又は多様かつ優秀な人材の確保等の本学の研究力強化に資することを目的とする。

(対象となる事業)

**第3条** P I人件費支出制度の対象となる事業(以下「対象事業」という。)は、各配分機関が公募する競争的研究費のうち、公募要領等において直接経費からP I人件費を支出することが可能である旨が記載されている事業とする。

(対象者)

**第4条** P I人件費支出制度を利用できる者は、対象事業に採択されたP I等のうち、使途に制限の無い財源により雇用されている常勤の職員とする。

(上限額)

**第5条** 直接経費からP I人件費を支出する上限額は、次の各号に掲げる額のうち、いずれか低い額とする。ただし、当該研究活動で国立大学法人滋賀医科大学における競争的研究費の直接経費から業務の代行に係る経費の支出に関する取扱規程によるバイアウト制度を利用している場合は、当該バイアウト制度により拡充したエフォートを除くものとする。

- (1) P I等が当該研究活動に従事する年度の年間給与見込額に、当該研究活動に従事するエフォートの率を乗じて算出した額
- (2) 配分機関の公募要領等において定められた額

(確保財源の支出)

**第6条** P I人件費支出制度により確保した財源(以下「確保財源」という。)は、別に定める活用方針に基づき、P I等の意向により支出するものとする。

(申請)

**第7条** P I人件費支出制度の利用を希望するP I等(以下「申請者」という。)は、第3

条に規定する事業の応募時に、所属する講座等の長（以下「所属長」という。）の了承を得たうえで所定の様式により学長にP I 人件費支出制度の利用を申請するものとする。

- 2 申請者は、第10条の手続きで承認された事業の実施が決定したときは、所属長の了承を得たうえで、所定の様式により学長にP I 人件費支出制度の利用を申請するものとする。ただし、当該事業が複数年度にわたるときは、年度ごとに申請しなければならない。  
(変更申請)

**第8条** 第10条の手続により承認された内容の変更は原則として認めないものとする。ただし、やむを得ない事由により申請内容の変更を求める申請者は、所属長の了承を得たうえで、所定の様式により学長に申請内容の変更を申請するものとする。  
(申請者が所属長である場合の取扱い)

**第9条** 第7条及び第8条の申請において、申請者が所属長である場合は、研究担当の理事の承認を得たうえで、申請するものとする。  
(承認)

**第10条** 学長は、第7条又は第8条の申請があった場合は、当該申請の承認又は不承認を決定するものとする。  
2 学長は、前項の決定をしたときは、速やかに申請者及び所属長に通知するものとする。  
(研究エフォートの確保)

**第11条** 所属長は、申請者が当該研究活動を確実に遂行できるよう、研究エフォート確保のための配慮を行うものとする。  
(報告)

**第12条** 申請者は、確保財源のうち活用方針に掲げるP I 等の研究環境の改善に充てる経費として配分を受けた場合は、活用実績を所定の様式により学長に報告するものとする。  
(活用方針及び活用実績の公表)

**第13条** 活用方針及び確保財源の活用実績は、本学ホームページ等で公表するものとする。  
(事務)

**第14条** P I 人件費支出制度に係る事務は、人事課及び会計課の協力を得て、研究推進課において処理する。  
(その他)

**第15条** この規程に定めるもののほか、P I 人件費支出制度の実施に関し必要な事項については、別に定める。

#### 附則

この規程は、令和6年8月1日から施行する。